

令和7年2月 観音寺市教育委員会第2回定例会会議録

日 時 令和7年2月19日（水）
開会 15時00分
閉会 16時00分

場 所 観音寺市役所5階 501会議室

出席者 教育長 十河 聖司
教育委員 大久保 健二
教育委員 茨木 孝治
教育委員 宝田 恒治
教育委員 石井 乃満

説明のため出席した者 教育部長 中山 久城
教育総務課長 高橋 真人
学校教育課長 福岡 和信
文化振興課長 山田 修二
市民スポーツ課長 大谷 則雄
学校給食課長 井上 淳

事務局 教育総務課長補佐 大井 健司

教育長 開会
日程第1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員に、宝田委員と石井委員を指名する。

日程第2 前回会議録の承認
1月定例会の会議録を承認する。

日程第3 教育長報告
はじめに、1月25日から本日までの主な行事についてはお示ししたとおりです。
何点かについて御説明いたします。
2月1日、教育功労賞、教育奨励賞の表彰式を実施いたしました。
2月2日、第18回観音寺市民音楽祭が行われました。合唱では、柞田小学校それ

から大野原中学校の2校が、そして演奏では、観音寺小学校音楽クラブまた大野原小学校・観音寺マーチングバンドHumming Windのマーチング演奏も披露されました。吹奏楽では、三豊中学校が三豊市の吹奏楽団WESTと合同演奏しました。また、観音寺中、中部中、豊浜中の3校が合同で演奏しました。今年度は、観音寺こどもミュージカルTOTE・TONの子供たちがオープニングで発表をしました。前日に行われた教育奨励賞の表彰式同様、一生懸命な子供の姿は、教育委員会としても誇らしく、また感動すら覚えました。これからも、子供の声や姿で、教育の成果を語れる学校でありたいとも思いました。

2月7日、部活動担当者会を開きました。詳細については後に御説明いたします。2月10日、人権擁護委員がお見えになり、人権マスコット「人権まもる君・人権あゆみちゃん」等の配布について依頼がありました。人権擁護委員協議会では、今年度3月に幼稚園やこども園などを卒園する5歳のお子さん全員に、人権啓発の一環で、このマスコットとメッセージを贈るそうです。メッセージには、「人権とは、自分を大事にすること。お友達を大事にすること」と書かれています。この配布を通して、人権擁護委員の活動を知ってもらったり、年齢に応じて人権の大切さを伝えたりしたいということでした。

続いて、その他事項について御説明いたします。

2月7日に行われました「令和6年度部活動担当者会」について御説明いたします。

(資料により説明)

日程第4 議案審議

それでは議案の審議に入ります。

議案第1号 観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例(案)について、

議案第2号 観音寺市就学前教育検証改善委員会規則の一部を改正する規則

(案)についての2議案は、学校教育課に関する案件でありますので、続けて説明させていただきまして、一括で審議・承認をしていただこうと思いますがいかがでしょうか。

教育委員

異議なし。

教育長

それでは、議案第1号、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

(議案第1号、議案第2号について資料により説明)

教育長

御意見・御質問等いかがでしょうか。

教育委員

異議なし。

教育長

議案第1号、議案第2号について承認します。

続いて、議案第3号 観音寺市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則(案)について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

(議案第3号について資料により説明)

教育長

御意見・御質問等いかがでしょうか。

教育委員

異議なし。

教育長	議案第3号について承認します。
教育長	続いて、議案第4号 観音寺市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱（案）について、議案第5号 観音寺市夜間中学就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱（案）について学校教育課に関する案件でありますので、続けて説明させていただきます。一括で審議・承認をしていただこうと思いますがいかがでしょうか。
教育委員	異議なし。
教育長	それでは、議案第4号、議案第5号について、事務局より説明をお願いします。 （議案第4号、議案第5号について資料により説明）
学校教育課長	御意見・御質問等いかがでしょうか。
教育長	異議なし。
教育委員	議案第4号、議案第5号について承認します。
教育長	次に、その他事項について事務局より説明をお願いします。
各課長	（令和6年度3月補正予算の概要について） （令和7年度当初予算の概要について）
学校教育課長	（令和7年度 要保護及び準要保護児童生徒認定人員について） （令和6年度退職教職員感謝状贈呈式について（予定）） （令和7年度 観音寺市幼小中校長・園長会について）
教育長	（令和7年第3回教育委員会臨時会について） 次回の第3回教育委員会臨時会について提案します。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、教育委員会の会議は公開することとされています。ただし、人事に関する件、及びその他の件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決することにより、公開しないことができるとされており、観音寺市教育委員会会議規則でも同様のことが定められています。次回の会議は、教職員人事異動の内申についての議案があります。当該議案の審議につきましては、静ひつな環境を確保した上で、公平・公正かつ慎重な審議をするために、会議を公開しないことを提案いたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。
教育委員	異議なし。
教育長	それでは、地方教育行政法第14条第7項の規定によりまして、次回の会議は公開しないことといたします。なお、観音寺市教育委員会会議規則第15条第3項の規定によりまして、公開しない会議の会議録は公表しないことといたします。 次回臨時会は、令和7年3月3日16時より行います。
事務局	（第4回定例会日程について（令和7年3月31日14時から））
委員	閉会挨拶
教育長	閉会